

株 主 各 位

東京都千代田区霞が関三丁目2番6号  
株式会社ドリームインキュベータ  
代表取締役会長 堀 紘 一

## 第13回定時株主総会招集のおしらせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成25年6月12日午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月13日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング 35階  
東海大学校友会館 阿蘇の間  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第13期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第13期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件決議事項
  - 第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役4名選任の件
  - 第3号議案 監査役補欠者1名選任の件

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ではございますが議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.dreamincubator.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## 添付書類

代表取締役会長 堀紘一から株主の皆様へ

過去、大変高い授業料をかけて学ばせていただき、株主の皆様にはご迷惑をおかけしました。色々と試行錯誤を繰り返してきましたが、今、我々は自分たちが何であるのか、何を指すのか、そのためにはどういう戦略を選ぶのかが分かってきたような気がしてきましたので、ご報告させていただきます。

創業から早13年になります。まだまだいろいろと弱点や至らない点もありますが、一つだけ「これは日本一になったかな」と思うことがあります。それは、この国で最も優秀な学生たちがこぞってDIへの入社を希望していることであります。入社難易度日本一だと自負しておりますが、どう悪く見てもトップ3の内の1社だと思います。すなわち、この国の珠玉ともいえる人材を手に入れることができるころまでくることができました。しかも、同じように優秀な人材を入手できる同業他社やインベストメントバンクでは入社数年後には早くも8割の方が去っていくのに対し、DIでは逆に8割が残ってくれます。そして文字通り、切磋琢磨し、その若さでマネジャーに育ち、職歴30年に及ぶ大企業の役員、部長とビジネスを対等に真剣に議論できるころまで育ちます。こんな現象を私はアメリカですらあまり見たことがありませんが、日本では見たこともなければ、ありえないことだと思っていました。

思えば、日本の大企業も変わりました。経歴や肩書にこだわるのではなく、その人が何を考え、何を提案してくれるかで相手の価値を考える社会が始まったのです。私はこれを大変なことだと思います。いささか大袈裟に思う方もいらっしゃるかもしれませんが、明治維新の志士のように、DIの若者たちが扱われているのです。これを見て私の考えも変わりました。もはやDIを単なるコンサルティング会社で終わらせたくありません。日本のためにも、この、かけがえのない若者たちを有効に活かしていかなければ罰があたると思うようになりました。厳しいグローバル競争にさらされている日本企業の再成長の後押しで、彼らの力を大いに発揮させ、ますます経済発展の一助となっていかなければならないと考えています。その結果として、当社のコンサルティング事業も、引き続き15%程度の成長を遂げていきたいと考えております。

次に重要子会社であり、既に社員数・売上高・利益で親会社を抜いているアイペットも20%以上の成長率で育てていきたいと思っております。但し、あまり高い目標率を掲げますと危険率が高まるという業の特性もありますので、そこは慎重にいきたいと思っております。

3番目はリバリューです。この会社はメーカーの返品・余剰在庫等を一括買取し、検品・良品化したのち、クローズマーケットに販売していくという独特のビジネスモデルです。これから数年間、グループの代表取締役である山川社長が同社の代表取締役会長を兼務し、陣頭指揮をとってまいります。

4番目は東京ガールズコレクション（TGC）でしょう。私たちはTGCの商標権を100%持っている日本知財ファンドの60%を所有しているだけでなく、戦略面でTGCを強力に応援していきます。そして、ソーシャルゲーム関連の仕事をしていた株式会社デライトは、先期末をもって完全に閉鎖・解散しましたので、これ以上ご迷惑をおかけすることはないと思います。

この通り、かなり安定成長できる会社となってきました。また、過去行ってきた投資から今回は1～3社の上場を期待しています。しかしこれらは株式市場という極めてボラタリティの高いところに依存せざるを得ず、私たちとして皆様に見通しをお話できないことをお許し下さい。また仮に上場できたとしても、市場で売却するのか保有し続けていくのか等は今の段階では未定ですので、その時期になったら順次報告させていただきたいと思います。以上が我々の現状です。ここから我々の未来の話をさせて下さい。

このように優秀な人が集まり、超高速で育つためには、入社から数年間は経営コンサルティングをやってもらいます。これはDIがDIであり続けるための大切なエンジンです。次によりシニアなコンサルタント、海外子会社の幹部、ベンチャーの育成、新規事業への取り組みという4つのキャリアパスを用意していきたいと思っています。このように多様性があり、適材適所かつ希望に応じられることがDIの最大の特徴であり、強みなのです。そしてとにかく人材を育てます。アジアの人材を育てます。

これまで世界史の間違ひは、お金を中心にした、人よりお金を上位概念に置く資本主義と、世界というより西洋を中心としてきたことの2つだと思います。人類は地球上に生を受けて600～700万年になります。一方、お金はまだ発明されてからたかだか1万年です。しかももっと大切なことは、お金が人間を作ったのではなく、人間がより便利で快適な生活のためにお金という道具を作ったということです。したがってDIではお金より人間を上位概念でいきます。社是も第一条は「人々の役に立つ」です。私はこれを人間主義、新しい形の資本主義だと考えています。また、西洋の時代が終わったとは申しませんが、時代はアジアです。成長著しいアジアと日本の産業の架け橋となるべく、DIはアジアを中心に格闘していきたいと思っています。

どうか今後もよろしくご指導下さい。

平成25年5月29日

株式会社ドリームインキュベータ  
代表取締役会長

堀 紘一

# 事業報告

第13期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当社および当社グループの当連結会計年度における経営成績は、売上高は7,693百万円と前年同期に比べ1,166百万円(17.9%)の増収、経常利益は759百万円と前年同期と比べ345百万円(△31.3%)の減益、当期純利益は671百万円と前年同期と比べ161百万円(△19.4%)の減益となりました。但し、減益の主な要因は、連結子会社アイペット損害保険株式会社の損害保険会社化初年度に伴う、保険業法第113条繰延資産の適用範囲変更および保険業法第113条繰延資産償却費の増加(481百万円)によるものであり、実態は増収・増益となっております。

事業セグメント別の状況は次のとおりです。

#### ① コンサルティング事業

コンサルティング事業セグメントは、既存顧客である大企業からの継続的な戦略コンサルティング受注に加え、経営幹部育成やM&Aアドバイザーといったサービスラインの拡充や、海外拠点でのサービスの提供により、コンサルティング売上が堅調に推移し、当連結会計年度の売上高は2,379百万円(前年同期は1,972百万円)となりました。一方で先行投資的な人員の増加や海外拠点での費用の増加により、セグメント利益(営業利益)は384百万円(前年同期はセグメント利益(営業利益)407百万円)となりました。

#### ② ベンチャー投資育成事業

ベンチャー投資育成事業は、保険事業、営業投資事業、ソフトウェア開発事業、その他事業の各セグメントにより構成されております。

保険事業セグメントには、連結子会社であるアイペット損害保険株式会社が運営するペット医療向け保険が含まれ、当連結会計年度においてペット医療向け保険の加入件数は順調に増加し、当連結会計年度の売上高は4,284百万円(前年同期は3,324百万円)となりました。一方、平成24年3月30日の損害保険会社化に伴い、保険業法に基づく113条繰延資産の適用範囲を変更したことにより、セグメント利益(営業利益)は451百万円(前年同期はセグメント利益(営業利益)743百万円)となりました。この適用範囲の変更の影響は損害保険会社化初年度限りのものであり、保険事業の収益構造自体は安定的なことから、今後は売上成長に伴い、会計上の利益も増加する見込みです。

営業投資事業セグメントにおいては、既存投資先ベンチャーのうち、当社が深く支援することで成長加速が見込まれる先とそれ以外の先について選別し、集中すべき先については資金と人材を投入、それ以外については売却を進めました。その結果、当連結会計年度の売上高は426百万円(前年同期は978百万円)、セグメント利益(営業利益)は67百万円(前年同期はセグメント利益(営業利益)50百万円)となりました。

ソフトウェア開発事業セグメントにおいては、ゲームソフトウェア開発へのR&Dに取り組んだものの、当連結会計年度の売上高は8百万円（前年同期は0百万円）、セグメント損失（営業損失）は110百万円（前年同期はセグメント損失（営業損失）41百万円）となりました。

その他事業セグメントには、連結子会社である株式会社リバリューが運営するリバースサプライチェーン事業および知的財産権への投資事業が含まれ、当連結会計年度の売上高は594百万円（前年同期は251百万円）、セグメント損失（営業損失）は24百万円（前年同期はセグメント損失（営業損失）58百万円）となりました。

以上の当社および当社グループの売上をまとめると以下のとおりです。

（単位：百万円、％）

区分	期別	第 12 期 平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで		第 13 期 (当連結会計年度) 平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	
		売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比
コンサルティング事業		1,972	30.2	2,379	30.9
保 険 事 業		3,324	50.9	4,284	55.7
営 業 投 資 事 業		978	15.0	426	5.5
ソ フ ト ウ ェ ア 開 発 事 業		0	0.0	8	0.1
そ の 他 事 業		251	3.9	594	7.8
合 計		6,526	100.0	7,693	100.0

## (2) 対処すべき課題

プロフェッショナル・ファームとしての事業の性質上、当社グループの収益の源泉は人材の質と数であることから、人材育成および人材マネジメントが当社グループが対処すべき課題と考えております。

当社のMDP (Multi-Disciplinary Practice) とは、戦略コンサルタントのみならず、技術専門家、政策専門家、法務専門家、公認会計士、インベストメントバンカー等、様々なバックグラウンドを有するプロフェッショナル・スタッフが、それぞれの専門領域を融合させて、クライアントに対してチームで支援を行うことです。これによって、従来の戦略コンサルティング会社では提供し得ない、付加価値の高いコンサルティングサービスの提供が可能となっております。

海外拠点の展開も進むなか、今後は国内のみならず海外においても、多様なプロフェッショナルの採用と育成に注力し、質的にも量的にも、当社グループの組織能力を高める取り組みを続けてまいります。

- (3) 設備投資等の状況  
当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は124百万円であり、その主な内容は建物附属設備30百万円、建設仮勘定33百万円であります。
- (4) 資金調達の状況  
特記すべき事項はありません。  
なお、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額100百万円の当座借越契約を締結しております。
- (5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
特記すべき事項はありません。
- (6) 他の会社の事業の譲受けの状況  
特記すべき事項はありません。
- (7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
特記すべき事項はありません。
- (8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
特記すべき事項はありません。

## (9) 財産および損益の状況の推移

## ① 企業集団の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区分	期別	第 10 期	第 11 期	第 12 期	第13期(当連結会計年度)
		平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで
売上高		2,620	2,690	6,526	7,693
経常利益		△193	698	1,104	759
当期純利益		249	422	833	671
1株当たり当期純利益 (円)		2,616.12	4,414.48	8,697.99	7,001.97
総資産		6,620	8,358	10,551	12,056
純資産		6,518	7,114	8,707	9,622

- (注) 1. 1株当たり当期純利益については、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
2. △印は損失を示しております。

## ② 当社の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区分	期別	第 10 期	第 11 期	第 12 期	第13期(当期)
		平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで
売上高		2,620	2,550	2,769	2,481
経常利益		△171	758	425	391
当期純利益		266	485	421	413
1株当たり当期純利益 (円)		2,796.23	5,075.44	4,396.39	4,307.13
総資産		6,742	7,363	7,966	8,469
純資産		6,642	7,196	7,770	8,316

- (注) 1. 1株当たり当期純利益については、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
2. △印は損失を示しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社および関連会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
(子会社)			
株式会社 デ ラ イ ト	10百万円	100.0%	ソフトウェアの開発
株式会社 リ バ リ ュ ー	200百万円	100.0%	リバースサプライチェーン事業
得愛（上海）企业管理咨询有限公司	700千USドル	100.0%	中国におけるコンサルティング事業
Dream Incubator (Vietnam) Joint Stock Company	400億ドン	99.0% (1.0%)	ベトナムにおけるコンサルティングおよび投資事業
アイペット損害保険株式会社	3,064百万円	91.5%	ペット医療向け保険事業
DREAM INCUBATOR SINGAPORE PTE. LTD.	100百万円	100.0%	シンガポールにおけるコンサルティング事業
日本知財ファンド1号投資事業有限責任組合	500百万円	60.0%	知的財産権への投資等
(関連会社)			
DI Investment Partners Limited	2 USドル	50.0%	投資事業組合の財産運用および管理事業
DI Asian Industrial Fund, L.P.	5,010百万円	20.1%	ベトナムにおける投資事業

- (注) 1. 議決権比率は当社が間接保有しているものも含めて記載しております。  
2. 議決権比率の（ ）内は間接保有比率を内数で記載しております。  
3. 株式会社デライトは平成25年3月31日付をもって解散しており、清算手続中でありませす。

(11) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

日本産業を支える各業界リーディングカンパニーや政府の戦略立案等に対するコンサルティング事業および新たな産業の核となるようなベンチャー投資育成事業を行っております。



(12) 主要な営業所および工場（平成25年3月31日現在）

（当 社）

本 社：東京都千代田区

（子会社および関連会社）

国 内：株式会社デライト（東京都千代田区）

株式会社リバリュー（東京都千代田区）

アイベツト損害保険株式会社（東京都港区）

日本知財ファンド1号投資事業有限責任組合（東京都港区）

海 外：Dream Incubator(Vietnam)Joint Stock Company（ベトナム）

DI Investment Partners Limited（ケイマン諸島）

DI Asian Industrial Fund, L.P.（ケイマン諸島）

得爰(上海)企业管理咨询有限公司（中華人民共和国）

DREAM INCUBATOR SINGAPORE PTE. LTD.（シンガポール）

(13) 従業員の状況（平成25年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
234名	30名

（注） 上記従業員数には臨時従業員21名は含まれておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
88名	14名	33.25歳	4.24年

（注） 上記従業員数には臨時従業員2名は含まれておりません。

(14) 主要な借入先の状況（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

なお、当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高は以下のとおりであります。

当座借越契約の総額	100百万円
借入実行残高	-百万円
差引額	100百万円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 288,000株  
 (2) 発行済株式の総数 96,318株  
 (3) 株 主 数 5,743名  
 (前期末比 372名減少)  
 (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
堀 紘 一	17,429 <small>株</small>	18.09 <small>%</small>
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,249	7.52
古 谷 昇	6,097	6.33
井 上 猛	5,347	5.55
オ リ ッ ク ス 株 式 会 社	4,682	4.86
山 川 隆 義	3,153	3.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,045	3.16
宮 内 義 彦	1,925	1.99
株 式 会 社 エヌ ・ ティ ・ ティ ・ ド コ モ	1,100	1.14
野 村 證 券 株 式 会 社	860	0.89

- (5) その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

株主総会決議日	平成15年6月19日	平成16年6月21日	平成17年6月20日
区分	取締役	取締役	取締役
保有者数	2名	2名	2名
新株予約権の数	614個	652個	863個
目的となる株式の数	614株	652株	863株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行価額	無償	無償	無償
権利行使時の1株当たり 払込金額	211,000円	224,000円	443,000円～579,000円
権利行使期間	平成17年6月20日から 平成25年6月19日まで	平成18年6月22日から 平成26年6月21日まで	平成19年6月21日から 平成27年6月20日まで

株主総会決議日	平成23年6月17日	平成24年6月14日
区分	取締役	取締役
保有者数	2名	2名
新株予約権の数	590個	555個
目的となる株式の数	590株	555株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
発行価額	無償	無償
権利行使時の1株当たり 払込金額	57,060円	70,040円
権利行使期間	平成25年11月22日から 平成33年6月17日まで	平成26年11月2日から 平成34年6月14日まで

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対して交付した新株予約権等の状況  
平成24年10月29日開催の取締役会の決議による新株予約権

	当社使用人	子会社の役員および使用人
交 付 者 数	84人	—
新 株 予 約 権 の 数	2,445個	—
目的となる株式の種類および数	普通株式2,445株	—
発 行 価 額	無償	
権利行使時の1株当たり払込金額	1個につき70,040円	
権 利 行 使 期 間	平成26年11月2日から平成34年6月14日	
行 使 条 件	<p>1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要す。</p> <p>2. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。</p> <p>3. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とし、その詳細な譲渡条件についても取締役会の決議によるものとする。</p> <p>4. その他の行使の条件については、新株予約権発行を決議する取締役会の決定に基づき、当社と新株予約権者の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるものとする。</p>	

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	堀 紘 一	非常勤 株式会社農林漁業成長産業化支援機構 取締役会長
代表取締役社長	山 川 隆 義	—
取 締 役	田 原 総一朗	非常勤 ジャーナリスト
取 締 役	相 葉 宏 二	非常勤 早稲田大学大学院商学研究科教授
常 勤 監 査 役	橋 都 浩 平	—
監 査 役	内 田 成 宣	非常勤 新都市総合法律事務所所長 弁護士
監 査 役	伊与部 恒 雄	非常勤

- (注) 1. 田原総一朗氏および相葉宏二氏は、社外取締役であります。
2. 橋都浩平氏、内田成宣氏および伊与部恒雄氏は、社外監査役であります。
3. 取締役田原総一朗氏および相葉宏二氏、監査役橋都浩平氏、内田成宣氏および伊与部恒雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 代表取締役社長山川隆義氏は、事業年度末日後の4月23日付で株式会社リバリューの代表取締役会長に就任しております。
5. 平成24年6月14日開催の第12回定時株主総会において、橋都浩平氏が監査役に選任され、就任いたしました。
6. 平成24年6月14日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって、監査役柴崎弘明氏が退任いたしました。
7. 平成24年6月14日開催の第12回定時株主総会において、監査役補欠者として柴崎弘明氏が選任されております。
8. 当社は経営意思決定の迅速化および経営責任の明確化を図るため執行役員制度を導入しております。

当事業年度末における執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当
社長執行役員	山 川 隆 義	
執 行 役 員	竹 内 孝 明	ビジネスプロデュース部門担当
執 行 役 員	西 谷 和 芳	ビジネスプロデュース部門担当
執 行 役 員	原 田 哲 郎	コーポレート部門担当
執 行 役 員	山 内 宏 隆	ビジネスプロデュース部門担当
執 行 役 員	三 宅 孝 之	ビジネスプロデュース部門担当
執 行 役 員	岩 堀 克 英	ビジネスプロデュース部門担当
執 行 役 員	島 崎 崇	ビジネスプロデュース部門担当
執 行 役 員	宮 宗 孝 光	ビジネスプロデュース部門担当
執 行 役 員	村 田 英 隆	ビジネスプロデュース部門担当
執 行 役 員	石 川 雅 仁	ビジネスプロデュース部門担当
執 行 役 員	細 野 恭 平	ビジネスプロデュース部門担当

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 4 名            99百万円    (うち社外 2 名    12百万円)  
 監査役 4 名            21百万円    (うち社外 4 名    21百万円)

(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役に関する事項

(田原総一郎)

項目	内容
重要な兼職先と当社との関係	—
主要取引先等特定関係事業者との関係	—
当事業年度の主な活動状況	当事業年度開催の取締役会11回中9回に出席し、主にジャーナリストとしての客観的な視点から発言を行っております。
責任限定契約	会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として責任限定契約を締結しております。
当社会社から当事業年度の役員として受けた報酬	—

(相葉宏二)

項目	内容
重要な兼職先と当社との関係	—
主要取引先等特定関係事業者との関係	—
当事業年度の主な活動状況	当事業年度開催の取締役会11回の全てに出席し、学識経験者および戦略コンサルタント経験者としての専門的見地から、主に当社の経営戦略やリスク管理に関する発言を行っております。
責任限定契約	会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として責任限定契約を締結しております。
当社会社から当事業年度の役員として受けた報酬	—

② 社外監査役に関する事項  
(橋都浩平)

項目	内容
重要な兼職先と当社との関係	—
主要取引先等特定関係事業者との関係	—
当事業年度の主な活動状況	就任後開催の取締役会9回および監査役会9回の全てに出席し、取締役の職務執行が法令および定款に適合しているか等の法令に関する発言や、財務・会計に関する発言等、全般的に発言を行っております。その他、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を常に監視しております。
責任限定契約	会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として責任限定契約を締結しております。
当社子会社から当事業年度の役員として受け取った報酬	—

(内田成宣)

項目	内容
重要な兼職先と当社との関係	—
主要取引先等特定関係事業者との関係	—
当事業年度の主な活動状況	当事業年度開催の取締役会11回および監査役会11回の全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から、主にコンプライアンスに関する発言を行っております。
責任限定契約	会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として責任限定契約を締結しております。
当社子会社から当事業年度の役員として受け取った報酬	—



(伊与部恒雄)

項目	内容
重要な兼職先と当社との関係	—
主要取引先等特定関係事業者との関係	—
当事業年度の主な活動状況	当事業年度開催の取締役会11回および監査役会11回の全てに出席し、企業経営に関する専門的な見地から、主に当社及び当社グループの管理体制やガバナンスに関する発言を行っております。その他、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を常に監視しております。
責任限定契約	会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として責任限定契約を締結しております。
当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬	—

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いています。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 会計監査人としての報酬等の額

20百万円

#### ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

35百万円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 当社子会社は、会計監査人との間で公認会計士法第2条第1項の業務以外に、コンプライアンスに関する研修業務の対価を支払っております。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年6月8日開催の第6回定時株主総会で定款を変更し、会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、当該定款に基づき、新日本有限責任監査法人との間で法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として責任限定契約を締結しております。

#### (4) 非監査業務の内容

当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンプライアンスに関する研修業務の対価を支払っております。

#### (5) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社であるDream Incubator (Vietnam) Joint Stock Company、得爰(上海)企业管理咨询有限公司ならびにDREAM INCUBATOR SINGAPORE PTE. LTD. は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

#### (6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(イ) 取締役は実効性のある内部統制システムと法令遵守体制を整備し、適正に企業を統治する。

(ロ) 情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を実施し、透明性のある経営を行う。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(イ) 代表取締役は文書管理規程を定め、次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料とともに10年間保存し、管理するものとする。

- ・ 株主総会議事録
- ・ 取締役会議事録
- ・ 経営会議議事録
- ・ 計算書類
- ・ 稟議書
- ・ その他取締役会が決定する書類

- (ロ)代表取締役は、前項に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法等を文書管理規程で定めるとともに、取締役、従業員に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うように指導する。
- ③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- (イ)代表取締役は、次のリスクについて、継続的にモニタリングを行い、リスクが顕在化した場合には速やかに対応できるよう、規程ならびに対応体制を整備する。
- ・ プロジェクトリスク
  - ・ 投資・与信リスク
  - ・ 情報リスク
- (ロ)特に、投融資先数の増加に伴う投資・与信リスクの高まりに対しては、ポートフォリオ管理体制を強化し、リスク管理の徹底を図る。
- (ハ)代表取締役は、取締役、従業員に対して、業務執行において適切にリスクを管理するように指導する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ)代表取締役会長が取締役会の議長を務め、経営上の重要事項について迅速な意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う。代表取締役社長は経営会議の議長を務め、適切・効率的な業務執行を推進する。
- (ロ)経営意思決定の迅速化と責任の明確化を図るという観点から、執行役員制度を継続・拡充する。
- (ハ)取締役会における経営・監督を補佐する機能として、取締役会担当を設置し、取締役職務の効率的な運営を補佐する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (イ)全社の組織が小規模であることを鑑み、代表取締役はコンプライアンスや当社を取り巻くリスクとその管理について、全員参加ミーティングにて、全社員への徹底を図る。
- (ロ)監査役による日々の監査に加え、内部監査担当による内部監査を実施し、定期的に事業活動の適法性、適正性の検証を行う。
- ⑥ 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 該当する子会社が設立される場合には、代表取締役は所要の統制体制を整備するものとする。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制  
監査役がその必要性を求めた場合には、代表取締役は監査役が求める必要な要員数の補助の使用人を、速やかに設置するものとする。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
補助の使用人を設置する場合には、当該使用人は監査役の直属の指揮命令下に配置し、取締役ならびに業務執行者からの独立性を担保するものとする。
- ⑨ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
(イ)代表取締役は、取締役会ならびに経営会議の参加者に常勤監査役を加え、重要な経営情報を連携するものとする。  
(ロ)その他に、取締役が法令に反する事実や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査役、監査役会に報告するものとする。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制  
(イ)代表取締役は、取締役および使用人の会議予定を監査役が予め関知し、必要に応じていつでも参加・監視できるよう、会議スケジュールおよびその出席予定者、会議目的を電子媒体にて常勤監査役に常時公開するものとする。  
(ロ)その他、監査役会より資料請求等の要請があった場合には、代表取締役は速やかに対応するものとする。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方  
(イ)反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たない。  
(ロ)反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的な対応を行う。  
(ハ)反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(イ) 対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

コンプライアンス担当執行役員がその任に当たっております。

(ロ) 外部の専門機関との連携状況

顧問法律事務所と常時相談できる体制を整備しております。

(ハ) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

日常的な営業・業務活動で得られる情報に加え、顧問法律事務所や取引金融機関とのやりとりで得られる情報を含めて、反社会的勢力に関する情報を集中管理し、当社が一切関わることをないように確認できる体制を整備しております。

(ニ) 社内への周知徹底

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない旨、定期的に開催する全社員参加ミーティングで周知徹底するとともに、相談窓口を設けて、全社員がいつでも相談できる体制を設置しております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への長期的利益還元を重要な経営課題の一つと考え、剰余金の配当につきましては、各期の経営成績および財政状態等を総合的に勘案して行うこととしておりました。しかし、過去において生じた未処理損失のため、長期に亘り配当を見送り、この間、当社グループは、コンサルティングサービスの差別化およびベンチャー投資育成手法の進化により、株式市況の影響を受けやすいキャピタルゲインに頼らず、安定成長できる事業構造へのシフトを進めてまいりました。この度、その基盤ができてきたことや、財務基盤につきましても良好なことから、配当の体制が整ったものと判断し、復配を行うことといたしました。

当期の配当金につきましては、1株あたり2,100円とさせていただきます。

# 連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>9,012</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,420</b>
現金及び預金	4,869	買掛金	39
売掛金	927	リース債務	4
営業投資有価証券	2,653	未払金	92
投資損失引当金	△221	保険契約準備金	1,895
有価証券	20	支払備金	191
たな卸資産	53	責任準備金	1,703
繰延税金資産	341	未払法人税等	89
未取還付法人税等	3	賞与引当金	30
その他	398	役員賞与引当金	13
貸倒引当金	△33	その他	255
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,947</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>13</b>
(有形固定資産)	198	リース債務	13
建物及び構築物	136	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,434</b>
工具器具備品	155	<b>純 資 産 の 部</b>	
機械装置及び運搬具	10	<b>株 主 資 本</b>	<b>8,872</b>
その他	33	(資本金)	4,638
減価償却累計額	△137	(資本剰余金)	4,819
(無形固定資産)	1,438	(利益剰余金)	△585
のれん	966	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△244</b>
その他	472	(その他有価証券評価差額金)	△146
(投資その他の資産)	309	(為替換算調整勘定)	△98
投資有価証券	19	<b>新株予約権</b>	<b>167</b>
長期貸付金	79	<b>少数株主持分</b>	<b>827</b>
その他	270		
貸倒引当金	△59	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>9,622</b>
繰延資産	1,095		
保険業法第113条繰延資産	1,095	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>12,056</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>12,056</b>		

# 連結損益計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		7,693
売 上 原 価		3,981
売 上 総 利 益		3,711
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,942
営 業 利 益		768
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
為 替 差 益	22	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	0	
物 品 売 却 益	0	
そ の 他	3	33
営 業 外 費 用		
出 資 持 分 損 失	17	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	15	
金 利 ス ワ ッ プ 評 価 損	7	
そ の 他	2	42
経 常 利 益		759
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	3	3
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		762
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	74	
法 人 税 等 調 整 額	△114	△39
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		802
少 数 株 主 利 益		130
当 期 純 利 益		671

# 連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
平成24年4月1日残高	百万円 4,615	百万円 4,796	百万円 △1,257	百万円 8,154
連結会計年度中の変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)	23	23		46
当期純利益			671	671
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	23	23	671	717
平成25年3月31日残高	4,638	4,819	△585	8,872

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産 合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
平成24年4月1日残高	百万円 △192	百万円 △116	百万円 △308	百万円 125	百万円 735	百万円 8,707
連結会計年度中の変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)						46
当期純利益						671
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	45	17	63	41	91	196
連結会計年度中の変動額合計	45	17	63	41	91	914
平成25年3月31日残高	△146	△98	△244	167	827	9,622



# 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

## 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	7社
連結子会社の名称	株式会社デライト 株式会社リバリュー Dream Incubator (Vietnam) Joint Stock Company 得愛(上海)企业管理咨询有限公司 アイペット損害保険株式会社 DREAM INCUBATOR SINGAPORE PTE. LTD. 日本知財ファンド1号投資事業有限責任組合

## 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社または関連会社の数	2社
持分法適用関連会社の名称	DI Investment Partners Limited DI Asian Industrial Fund, L.P.

なお、他の会社の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としていない当該他の会社がありますが、主たる営業目的である営業投資事業のために取得したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて投資先会社の支配を目的とするものではないため、持分法の適用範囲から除いております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、得愛(上海)企业管理咨询有限公司の決算日は12月31日、日本知財ファンド1号投資事業有限責任組合の決算日は7月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を利用しております。なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

###### ① 有価証券

(イ) その他有価証券（営業投資有価証券を含む。）

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法であります。また、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

・時価のないもの

移動平均法に基づく原価法であります。

(ロ) 投資事業組合等への出資

関連会社である組合等については、連結決算日における組合等の仮決算による財務諸表に基づいて、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。なお、関連する損益については、組合等を管理運営する関連会社の持分法投資損益とともに、営業損益の区分に表示しております。

関連会社でない組合等については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書に基づいて持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

###### ② デリバティブ取引により生ずる債権および債務

時価法であります。

###### ③ たな卸資産

(イ) 商品及び製品

個別法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)であります。

(ロ) 仕掛品

個別法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)であります。

(ハ) 原材料及び貯蔵品

移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)であります。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。なお、主な耐用年数は、建物が3～15年、器具備品が3～20年、車両運搬具が5年であります。

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

## ② 無形固定資産

### (イ) リース資産以外の無形固定資産

定額法によっております。ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法によっております。

### (ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

### (会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

## (3) 重要な繰延資産の処理方法

### ① 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

### ② 保険業法第113条繰延資産

保険業法第113条繰延資産の償却は、保険業を営む連結子会社の定款の規定に基づいて均等償却しております。なお、当連結会計年度末における償却残年数は4年と9年であり、それぞれに対応する未償却残高は630百万円と465百万円であります。

## (4) 重要な引当金および準備金の計上基準

### ① 投資損失引当金

期末現在に有する営業投資有価証券の損失に備えるため、投資会社の実情を勘案の上、その損失見積額を計上しております。

### ② 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ③ 賞与引当金

一部の連結子会社は、従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

### ④ 役員賞与引当金

一部の連結子会社は、役員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

### ⑤ 責任準備金

保険業法第116条および同施行規則第70条に基づき計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益としております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益および費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めております。

(6) のれんの償却方法および償却期間

のれんは、将来の超過収益力が期待される期間(6～10年)にわたり、定額法による均等償却を行っております。

(7) 重要な収益および費用の計上基準

① 営業投資売上高および営業投資売上原価

営業投資売上高には、投資育成目的の営業投資有価証券の売却額、受取配当金および受取利息等を計上しております。

営業投資売上原価には、これに対応する売却有価証券帳簿価額、支払手数料、評価損等を計上しております。

② コンサルティングサービス売上高

コンサルティングサービス売上高については、検収を要しないものにつき契約期間の経過に伴い、契約上收受すべき金額を収益として計上しております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害保険子会社の損害調査費、営業費および一般管理費等の費用については税込方式に、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却する方法によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

デリバティブ取引の担保として、有価証券20百万円を差入れています。

2. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(連結損益計算書に関する注記)

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	95,811	507	-	96,318

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 7,055株

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成25年5月13日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

- ・配当金の総額 202百万円
- ・1株当たり配当額 2,100円
- ・基準日 平成25年3月31日
- ・効力発生日 平成25年6月17日

5. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、国内外の上場および未上場企業に対する投資事業（営業投資事業）を行っております。国内については公募増資等の直接金融によって調達した資金を用いた投資を行っております。

一方、海外、とりわけアジアを中心とした未上場企業への投資については、投資事業組合の組成と、当該組合を通じて外部から調達したファンド出資金を用いて投資を行っております。

その他、当社グループは余剰資金の運用を行っておりますが、当該運用については、譲渡性預金やMMF等の公社債投資信託、短期的な定期預金等に限定する方針であります。

なお、デリバティブ取引の実行および管理は社内規程で定められている範囲内で行っており、借入金利や為替変動リスクをヘッジする目的以外での投機的取引は一切行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。また保有する有価証券等の金融資産は、主として国内の未上場企業の株式を投資対象とした営業投資有価証券であり、当該有価証券は当連結会計年度末における連結計算書類の総資産のうち22.0%を占めております。これらの資産は、投資先企業の事業リスクや財務リスク等の内的なリスクと、新興株式市場の市況やIPO（株式公開）審査や規制等の状況変化等の外的なリスクにさらされております。

その他、有価証券および投資有価証券を保有しておりますが、これらは、譲渡性預金、MMFおよび投資信託受益証券が中心であります。

#### (3) リスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

営業債権に係る信用リスクに関しては、決済までのサイトを短期間に設定するとともに、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を都度行っております。

##### ② 市場リスク管理

当社の保有する上場株式については市場価格の変動リスクにさらされております。上場株式等については、ポートフォリオマネジャーによる継続的なモニタリングによって価格変動リスクの軽減を図っております。

##### ③ 未上場企業に対する投資のリスク管理

当社の保有する金融資産の大半を占める未上場株式については、当該投資先企業の財務状況を月次や四半期毎等、継続的なモニタリングを行い、投資先の業績を適時に把握するとともに、当該業績の状況等を価額に反映させております。

④ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）

当社グループは、適時資金状況を確認し、手元流動性を高く維持するほか、当座借越契約を締結し、流動性リスクに対処しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

市場価格のない有価証券については、当該投資先企業の財務状況を月次や四半期毎等、投資先企業の投資残高に応じて定期的にモニタリングを行い、投資先の業績を適時に把握するとともに、当該業績の状況等を価額に反映させております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額および時価ならびにその差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注) 2. をご参照ください。）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	4,869	4,869	—
売掛金	927	927	—
営業投資有価証券	0	0	—
有価証券	20	20	—
合計	5,817	5,817	—
デリバティブ取引（※）	(9)	(9)	—

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブに関する事項

現金及び預金

現金及び預金については、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

売掛金

売掛金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

営業投資有価証券

株式市場に上場している有価証券については、取引所における市場価格によっております。

有価証券

有価証券は、主に譲渡性預金やMMF等の公社債投資信託等、いずれも短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

取引金融機関等から提示された価格によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額
営業投資有価証券	2,652
投資有価証券 投資信託受益証券	19
合計	2,672

(企業結合等関係に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 89,573円 41銭
- 1株当たり当期純利益 7,001円 97銭

(期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。)

※ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

連結損益計算書上の当期純利益	671百万円
普通株式に係る当期純利益	671百万円
普通株式の期中平均株式数	95,909株

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成25年5月13日開催の取締役会において、平成25年6月13日開催の当社第13回定時株主総会に、下記の通り資本準備金の減少及び剰余金の処分について付議することを決議いたしました。

(1) 資本準備金の額の減少の目的

株主に対する配当実現のために原資の確保を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性と機動性を確保するため、資本準備金の額を減少させ、剰余金の処分を行うことにより、欠損を解消させるものであります。

(2) 資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金4,676,112,952円のうち3,516,459,138円を減少させ、その他資本剰余金に振り替えます。

(3) 剰余金の処分の理由及び内容

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより欠損填補を行うものであります。

①減少する剰余金の項目及びその金額

その他資本剰余金 1,161,458,980円



②増加する剰余金の項目及びその金額

繰越利益剰余金 1,161,458,980円

(4) 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の日程

- ①取締役会決議日 平成25年5月13日
- ②債権者異議申述公告 平成25年5月14日
- ③定時株主総会決議日 平成25年6月13日 (予定)
- ④債権者異議申述最終期日 平成25年6月14日 (予定)
- ⑤効力発生日 平成25年6月14日 (予定)

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月16日

株式会社ドリームインキュベータ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上原 仁 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上林 敏子 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷口 公一 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ドリームインキュベータの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ドリームインキュベータ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年5月13日開催の取締役会において、平成25年6月13日開催の第13回定時株主総会に、資本準備金の減少及び剰余金の処分について付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第13期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月17日

株式会社ドリームインキュベータ 監査役会

常勤監査役（社外監査役）橋 都 浩 平 ㊟

監 査 役（社外監査役）内 田 成 宣 ㊟

監 査 役（社外監査役）伊与部 恒 雄 ㊟

# 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
流 動 資 産	5,511	流 動 負 債	152
現金及び預金	2,459	未払金	28
売掛金	378	未払費用	37
営業投資有価証券	2,596	未払法人税等	15
投資損失引当金	△221	未払消費税等	18
有価証券	20	預り金	38
前払費用	32	金利スワップ負債	9
繰延税金資産	126	その他	4
その他	118		
貸倒引当金	△0		
		<b>負 債 合 計</b>	<b>152</b>
固 定 資 産	2,957	純 資 産 の 部	
(有形固定資産)	103	株 主 資 本	8,296
建物	99	(資 本 金)	4,638
器具備品	68	(資 本 剰 余 金)	4,819
車両運搬具	9	資 本 準 備 金	4,676
減価償却累計額	△73	その他資本剰余金	142
(無形固定資産)	16	(利 益 剰 余 金)	△1,161
ソフトウェア	7	その他利益剰余金	△1,161
その他	9	繰越利益剰余金	△1,161
(投資その他の資産)	2,837	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△146
投資有価証券	19	(その他有価証券評価差額金)	△146
関係会社株式	2,314	新 株 予 約 権	167
関係会社出資金	302		
長期貸付金	79		
敷金及び保証金	129		
その他	50		
貸倒引当金	△59	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>8,316</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>8,469</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>8,469</b>

# 損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売 上 高		2,481
売 上 原 価		1,438
売 上 総 利 益		1,042
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		707
営 業 利 益		334
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
有 価 証 券 利 息	1	
為 替 差 益	49	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	0	
出 資 持 分 利 益	10	
そ の 他	1	65
営 業 外 費 用		
金 利 ス ワ ッ プ 評 価 損	7	
そ の 他	0	8
経 常 利 益		391
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	3	3
特 別 損 失		
関 係 会 社 整 理 損	127	127
税 引 前 当 期 純 利 益		267
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3	
法 人 税 等 調 整 額	△148	△145
当 期 純 利 益		413

# 株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成24年4月1日残高	百万円 4,615	百万円 4,653	百万円 142	百万円 4,796
当 期 変 動 額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	23	23		23
当 期 純 利 益				
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	23	23	—	23
平成25年3月31日残高	4,638	4,676	142	4,819

	株 主 資 本		
	利 益 剰 余 金		株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
	繰越利益剰余金		
平成24年4月1日残高	百万円 △1,574	百万円 △1,574	百万円 7,837
当 期 変 動 額			
新株の発行 (新株予約権の行使)			46
当 期 純 利 益	413	413	413
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			
当 期 変 動 額 合 計	413	413	459
平成25年3月31日残高	△1,161	△1,161	8,296

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成24年4月1日残高	百万円 △192	百万円 △192	百万円 125	百万円 7,770
当 期 変 動 額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				46
当 期 純 利 益				413
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	45	45	41	87
当 期 変 動 額 合 計	45	45	41	546
平成25年3月31日残高	△146	△146	167	8,316

# 個別注記表

(重要な会計方針に関する注記)

## 1. 重要な資産の評価基準および評価方法

### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

#### ① 子会社株式および関連会社株式

移動平均法に基づく原価法であります。

#### ② その他有価証券（営業投資有価証券を含む。）

##### (イ)時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法であります。また、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

##### (ロ)時価のないもの

移動平均法に基づく原価法であります。

#### ③ 投資事業組合等への出資

子会社および関連会社である組合等については、決算日における組合等の仮決算による財務諸表に基づいて、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

子会社および関連会社でない組合等については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書に基づいて持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

### (2) デリバティブの評価基準および評価方法

時価法であります。

### (3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

#### ① 仕掛品

個別法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)であります。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産

#### ① リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。なお、主な耐用年数は、建物が3～15年、器具備品が3～20年、車両運搬具が5年であります。

#### ② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

### (2) 無形固定資産

#### ① リース資産以外の無形固定資産

定額法によっております。ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法によっております。

#### ② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。



(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

### 3. 繰延資産の処理方法

#### (1) 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 投資損失引当金

期末現在に有する営業投資有価証券の損失に備えるため、投資会社の実情を勘案の上、その損失見積額を計上しております。

#### (2) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### 5. 収益および費用の計上基準

#### (1) 営業投資売上高および営業投資売上原価

営業投資売上高には、営業投資有価証券の売却額、受取配当金および投資事業組合等の純利益に当社の持分割合を乗じた金額等を計上しております。

営業投資売上原価には、営業投資有価証券の売却簿価、評価損および投資事業組合等の純損失に当社の持分割合を乗じた金額等を計上しております。

#### (2) コンサルティングサービス売上高

コンサルティングサービス売上高については、検収を要しないものにつき契約期間の経過に伴い、契約上収受すべき金額を収益として計上しております。

### 6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

#### 貸借対照表

前事業年度において区分掲記しておりました流動資産の「未収還付法人税等」(当事業年度2百万円)、「一年以内回収予定長期貸付金」(当事業年度0百万円)については、金額が僅少となったため、当事業年度は「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において区分掲記しておりました無形固定資産の「電話加入権」(当事業年度0百万円)については、金額が僅少となったため、当事業年度は「その他」に含めて表示しております。

#### 損益計算書

前事業年度において区分掲記しておりました営業外費用の「株式交付費」(当事業年度0百万円)については、金額が僅少となったため、当事業年度は「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産  
デリバティブ取引の担保をして、有価証券20百万円を差入れております。
2. 保証債務  
下記の関係会社の支払債務に対し連帯保証を行っております。  
なお、この保証債務の極度額は以下のとおりであります。  
株式会社リバリュー 26百万円
3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務  
関係会社に対する短期金銭債権 156百万円  
関係会社に対する短期金銭債務 5百万円
4. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 営業投資売上原価の中には、営業投資有価証券評価損305百万円および投資損失引当金戻入益219百万円が含まれております。
2. 関係会社との取引高  
営業取引(収入分) 5百万円  
営業取引以外の取引 118百万円
3. 関係会社整理損は、連結子会社であります株式会社デライトが平成25年3月31日付けで解散したことに伴う債権放棄によるものであり、その内訳は以下のとおりです。  
関係会社株式評価損 9百万円  
債権放棄損 117百万円
4. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式に関する事項  
該当事項はありません。
2. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	576百万円
営業投資有価証券評価損否認額	364百万円
投資損失引当金	78百万円
貸倒引当金	21百万円
その他有価証券評価差額金	66百万円
その他	5百万円
小計	1,113百万円
評価性引当額	△965百万円
繰延税金資産合計	148百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	21百万円
繰延税金負債合計	21百万円
繰延税金資産の純額	126百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

会社名	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
株式会社リバリュー	100.0%	役員の兼任	債務保証(注1)	26百万円	—	—
DI Asian Industrial Fund, L.P.	20.1%	組成および 出資の引受	出資の引受(注2)	92百万円	—	—
株式会社デライト	100.0%	役員の兼任	債権放棄(注3)	117百万円	—	—

(注1) 支払債務に対して連帯保証を行っております。なお、取引金額は極度額を記載しております。

(注2) キャピタルコール方式による出資の引受であります。

(注3) 連結子会社であります株式会社デライトが平成25年3月31日付けで解散したことに伴い債権放棄を行っております。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |            |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 84,612円61銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 4,307円13銭  |

(期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。)

※ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	413百万円
普通株式に係る当期純利益	413百万円
普通株式の期中平均株式数	95,909株

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成25年5月13日開催の取締役会において、平成25年6月13日開催の当社第13回定時株主総会に、下記の通り資本準備金の減少及び剰余金の処分について付議することを決議いたしました。

(1) 資本準備金の額の減少の目的

株主に対する配当実現のために原資の確保を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性と機動性を確保するため、資本準備金の額を減少させ、剰余金の処分を行うことにより、欠損を解消させるものであります。

(2) 資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金4,676,112,952円のうち3,516,459,138円を減少させ、その他資本剰余金に振り替えます。

(3) 剰余金の処分の理由及び内容

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより欠損填補を行うものであります。

①減少する剰余金の項目及びその金額

その他資本剰余金 1,161,458,980円

②増加する剰余金の項目及びその金額

繰越利益剰余金 1,161,458,980円

(4) 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の日程

- |              |                |
|--------------|----------------|
| ①取締役会決議日     | 平成25年5月13日     |
| ②債権者異議申述公告   | 平成25年5月14日     |
| ③定時株主総会決議日   | 平成25年6月13日(予定) |
| ④債権者異議申述最終期日 | 平成25年6月14日(予定) |
| ⑤効力発生日       | 平成25年6月14日(予定) |

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月16日

株式会社ドリームインキュベータ  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上原 仁 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上林 敏子 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷口 公一 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ドリームインキュベータの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年5月13日開催の取締役会において、平成25年6月13日開催の第13回定時株主総会に、資本準備金の減少及び剰余金の処分について付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月17日

株式会社ドリームインキュベータ 監査役会  
 常勤監査役（社外監査役）橋 都 浩 平 ㊟  
 監 査 役（社外監査役）内 田 成 宣 ㊟  
 監 査 役（社外監査役）伊与部 恒 雄 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

株主の皆様に対する配当実現のために原資の確保を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性と機動性を確保するため、次のとおり、資本準備金の額を減少するとともに、剰余金の処分を行うことにより、欠損を解消したいと存じます。

#### 1. 資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の一部を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

##### (1) 減少する資本準備金の額

資本準備金 3,516,459,138円

##### (2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 3,516,459,138円

##### (3) 資本準備金の額の減少の効力発生日

平成25年6月14日

#### 2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより欠損填補を行うものであります。

##### (1) 減少する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金 1,161,458,980円

##### (2) 増加する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金 1,161,458,980円

##### (3) 剰余金の処分の効力発生日

平成25年6月14日



## 第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 株
1	堀 紘 一 (昭和20年4月11日生)	昭和44年4月 株式会社読売新聞入社 昭和48年10月 三菱商事株式会社入社 昭和55年6月 ハーバード大学経営大学院経営学修士 昭和56年4月 ボストンコンサルティンググループ入社 昭和61年5月 同社ヴァイスプレジデント就任 平成元年6月 同社代表取締役社長就任 平成12年4月 当社設立代表取締役社長就任 平成18年6月 当社代表取締役会長就任(現任) 平成25年1月 株式会社農林漁業成長産業化支援機構取締役会長(非常勤)就任(現任)	17,429
2	山 川 隆 義 (昭和40年10月2日生)	平成3年4月 横河ビューレット・バックカード株式会社(現日本ビューレット・バックカード株式会社)入社 平成7年10月 ボストンコンサルティンググループ入社 平成11年5月 同社プロジェクトマネジャー就任 平成12年5月 当社取締役就任 平成17年6月 当社取締役副社長就任 平成18年6月 当社代表取締役社長就任(現任) 平成25年4月 株式会社リバリュール代表取締役会長就任(現任)	3,153
3	田 原 総一朗 (昭和9年4月15日生)	昭和38年4月 テレビ東京入社 テレビドキュメンタリーディレクター 昭和52年1月 フリーランスジャーナリストとして政治・経済メディアの評論活動を開始 平成15年6月 早稲田大学大隈塾塾頭 平成15年6月 当社取締役就任(現任)	0
4	相 葉 宏 二 (昭和29年2月13日生)	昭和51年4月 株式会社太陽神戸銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 昭和57年6月 ハーバード大学経営大学院経営学修士 昭和57年12月 ボストンコンサルティンググループ入社 平成2年12月 同社ヴァイスプレジデント就任 平成5年6月 有限会社企業特性研究所設立 平成6年9月 大阪国際大学 助教授 平成14年4月 早稲田大学大学院 教授(現任) 平成18年6月 当社監査役就任 平成23年6月 当社取締役就任(現任)	305

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 田原総一朗氏および相葉宏二氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について

① 社外取締役候補者の選任理由および独立性について

田原総一郎氏は、ジャーナリストとしての豊富な経験と識見、客観的な視点を当社の経営に生かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって10年となります。

相葉宏二氏は、過去の戦略コンサルタントとしての豊富な経験や学識経験者としての専門的な見識を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

② 社外取締役との責任限定契約について

田原総一郎氏及び相葉宏二氏と当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として責任限定契約を締結しております。

なお、会社法施行規則第74条に定める取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

**第3号議案 監査役補欠者1名選任の件**

監査役が法令または定款に定める員数を欠くことになる場合に備え、監査役補欠者1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役補欠者の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
柴崎弘明 (昭和20年4月26日生)	昭和43年4月 日本放送協会（NHK）入社 平成元年6月 同社政治部副部長 平成2年6月 同社会長室副部長 平成7年6月 同社広報室部長 平成14年6月 同社専門委員就任 平成17年6月 当社監査役就任	株  30

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 柴崎弘明氏は社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性および社外監査役との責任限定契約について
- ① 社外監査役候補者の選任理由および独立性について
- 柴崎弘明氏は、過去の豊富な企業勤務経験や当社の事業内容に精通していることから、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
- ② 社外監査役との責任限定契約について
- 柴崎弘明氏が監査役に就任した場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限として責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、会社法施行規則第76条に定める監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

以 上

## 第13回定時株主総会会場ご案内図

〈場所〉 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号  
霞が関ビルディング 35階  
東海大学校友会館 阿蘇の間

〈電話番号〉 03-3581-0121

〈URL〉 <http://www.tokai35.jp/>



### 〈交通のご案内〉

東京メトロ銀座線 虎ノ門駅（5番または11番出口）から徒歩3分

東京メトロ丸ノ内線・日比谷線・千代田線 霞ヶ関駅（A13番出口）から徒歩9分

東京メトロ南北線 溜池山王駅（8番出口）から徒歩9分

〈お願い〉 当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車での

ご来場はご遠慮願います。